

## 津市土砂災害避難施設等指定事業実施要領

### 1 目的

あらかじめ土砂災害避難施設又は土砂災害避難協力施設（以下「避難施設等」という。）として民間等の建物を指定することにより、三重県の指定による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに三重県の定める土砂災害危険箇所（以下「警戒区域等」という。）内に所在する指定避難所について、土砂災害を受ける可能性が高い場合又は土砂災害を受けるおそれがある場合等に、当該指定避難所に避難する避難者を避難施設等へ避難させ、当該避難者の生命又は身体の安全の確保を図り、もって安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

### 2 避難者

この要領において「避難者」とは、台風や豪雨等による災害（以下「災害」という。）から免れるため、警戒区域等に所在する指定避難所に避難し、安全の確保を図ろうとする住民及び滞在者をいう。

### 3 避難施設等

避難施設等は、次に掲げる建物とする。

#### (1) 土砂災害避難施設

次項各号いずれの要件にも該当する建物で、避難者が災害から免れるため、いつでも避難することができるもの

#### (2) 土砂災害避難協力施設

次項各号いずれの要件にも該当する建物で、避難者が災害から免れるため、その所有者又は管理者が認める日時に限り避難することができるもの

### 4 避難施設等の指定

次の各号のいずれにも該当すると認める建物については、その所有者又は管理者の申出により避難施設等として指定を行うことができる。

#### (1) 警戒区域等の範囲外であってその周辺等に所在する建物

#### (2) 有効な避難スペース及び当該避難スペースまでの有効な経路を有する建物

#### (3) 浸水及び暴風により、構造耐力上支障のある事態を生じない構造の建物

#### (4) 日常的に使用され、又は管理されている建物

#### (5) 指定避難所として指定されていない建物

## 5 指定緊急避難場所としての指定

避難施設等として指定を行った場合は、当該建物を災害対策基本法第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所として指定するものとする。

## 6 標識の設置及びその周知

避難施設等として指定を行った建物については、土砂災害避難施設又は土砂災害避難協力施設の標識の設置を行うとともに、本市ホームページ等によりその旨を住民等へ周知するものとする。

## 7 その他

- (1) 避難施設等に避難者を避難させる場合は、避難者への支援を行うため、本市の職員を配備するものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、避難施設等の指定に関し、必要な事項は、別に定める。